

福山大学大学院学則

昭和54年3月26日制定 規程第14号	平成7年4月1日改正
昭和55年4月1日改正	平成7年12月22日改正
昭和55年12月8日改正	平成9年4月1日改正
昭和57年3月24日改正	平成10年4月1日改正
昭和58年3月10日改正	平成11年4月1日改正
昭和59年3月8日改正	平成13年4月1日改正
昭和59年12月21日改正	平成13年7月5日改正
昭和60年3月23日改正	平成15年2月19日改正
昭和61年3月27日改正	平成19年4月1日改正
昭和62年3月18日改正	平成21年4月1日改正
昭和62年4月18日改正	平成24年4月1日改正
昭和63年4月1日改正	平成25年4月1日改正
平成元年4月1日改正	平成26年4月1日改正
平成2年3月19日改正	平成27年4月1日改正
平成2年3月26日改正	平成27年10月1日改正
平成2年4月1日改正	平成28年4月1日改正
平成3年3月20日改正	平成30年4月1日改正
平成3年4月1日改正	平成31年4月1日改正
平成3年9月26日改正	令和2年2月5日改正
平成4年4月1日改正	令和3年7月7日改正
平成5年4月1日改正	令和5年4月1日改正
平成6年3月16日改正	

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この学則は、福山大学学則第 2 条の 2 第 2 項の規定に基づき、福山大学大学院（以下「本学大学院」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第 1 条の 2 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授、研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本学大学院に、修士課程及び博士課程を置く。

3 修士課程は、学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における理論と研究能力又は高度の専門性を必要とする職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(自己点検・評価)

第 1 条の 3 本学大学院は、その教育・研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学における教育・研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検評価に関する規程については、別に定める。

(情報公開)

第 1 条の 4 本学大学院は、その教育・研究活動等の状況について、刊行物への掲載、その他広

く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を公開するものとする。

2 情報公開に関する規程については、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第1条の5 本学大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究等(FD)を実施するものとする。

第2章 組織及び入学定員

(研究科)

第2条 大学院に次の研究科を置く。

経済学研究科

人間科学研究科

工学研究科

薬学研究科

2 各研究科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的はそれぞれ各研究科規則において定める。

(課程及び専攻)

第3条 本学大学院の各研究科に置く課程及び専攻は、次の表のとおりとする。博士課程は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

ただし、工学研究科電子情報工学専攻及び地域空間工学専攻並びに設計生産工学専攻にあつては、後期3年の課程の博士課程、薬学研究科医療薬学専攻にあつては4年の博士課程を置く。

研 究 科	修士課程・博士課程の別	専 攻
経 済 学 研 究 科	修 士 課 程	経 済 学 専 攻
人 間 科 学 研 究 科	修 士 課 程	心 理 臨 床 学 専 攻
工 学 研 究 科	修 士 課 程	電 子 ・ 電 気 工 学 専 攻 建 築 学 専 攻 情 報 処 理 工 学 専 攻 機 械 工 学 専 攻
	博 士 課 程	電 子 情 報 工 学 専 攻 地 域 空 間 工 学 専 攻 設 計 生 産 工 学 専 攻
	博 士 前 期 課 程	生 命 工 学 専 攻
	博 士 後 期 課 程	
薬 学 研 究 科	博 士 課 程	医 療 薬 学 専 攻

2 本学大学院の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程又は 博士前期課程		博士課程又は 博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済学専攻	8人	16人		
	(小計)	(8)	(16)		
人間科学研究科	心理臨床学専攻	10	20		
	(小計)	(10)	(20)		
工学研究科	電子・電気工学専攻	2	4		
	建築学専攻	3	6		
	情報処理工学専攻	2	4		
	機械工学専攻	2	4		
	電子情報工学専攻			2	6
	地域空間工学専攻			3	9
工学研究科	設計生産工学専攻			2	6
	生命工学専攻	8	16	4	12
工学研究科	(小計)	(17)	(34)	(11)	(33)
	薬学研究科			3	12
薬学研究科	医療薬学専攻			3	12
	(小計)			(3)	(12)
(総計)		(35)	(70)	(14)	(45)

(研究科長)

第3条の2 各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第3章 修業年限

(修業年限)

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。ただし、工学研究科電子情報工学専攻博士課程及び地域空間工学専攻博士課程並びに設計生産工学専攻博士課程の標準修業年限は3年、薬学研究科医療薬学専攻博士課程の標準修業年限は4年とする。

3 在学期間は、標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

第4条の2 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定

の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第 4 章 学年及び休業日

(学年及び学期)

第 5 条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

2 学年の授業は35週を基準とし、次の2期に分ける。

前 期 4月1日から9月15日まで

後 期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 6 条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 土曜日（月曜日から金曜日までの間に第三号又は第四号の休日（12月29日から翌年1月4日までの間の休日を除く。）がある週の土曜日は除く。）

三 国民の祝日に関する法律に規定する休日

四 開学記念日 5月15日

五 春季休業 3月1日から 4月2日まで

六 夏季休業 8月9日から 9月20日まで

七 冬季休業 12月22日から翌年1月4日まで

八 臨時休業 学長がその都度定める。

2 前項第一号から第七号の休業日に、必要に応じ行事または補講を行うことができる。また、前項第五号から第七号の休業期間については、学長が研究科の事情等により、その都度変更することができる。

第 5 章 授業科目，単位及び履修方法

(授業科目)

第 7 条 経済学研究科，人間科学研究科，工学研究科及び薬学研究科の授業科目及びその履修方法は、別表第1から別表第4までに定めるとおりとする。

第 7 条の 2 教育上特別な必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の認定)

第 8 条 授業科目の履修単位は、試験又は研究報告により認定するものとする。

(教員免許状授与の所要資格の取得)

第 8 条の 2 本学大学院において教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行細則に定める所要の単位を取得しなければならない。

2 本学大学院において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等は、各研究科規則の定めるところによる。

(他大学における履修)

第 8 条の 3 各研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学との協議に基づき、学長の許可を得て学生に当該大学の大学院において、その授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が履修した単位は、10単位を限度として本学大学院において修得したものとみなす。

(外国留学)

- 第8条の4** 学生は、学長の許可を得て、本学大学院に在籍したまま、本学と学生の交流に関する協定のある外国の大学院に留学することができる。
- 2 留学の期間は1年以内とする。ただし、特に必要がある場合は、学長の許可を得て1年を限度としてその期間を延長することができる。
- 3 前項の留学期間は、本学大学院の修業年限に算入する。
- 4 本学と学生交流に関する協定のある外国の大学院の学生は、学長の許可を得て本学大学院の授業科目を履修することができる。
- 5 学生が留学により修得した単位については、前条の規定を準用する。
- 6 その他外国留学について、必要な事項は別に定める。

第6章 課程修了及び学位の授与

(修士課程の修了要件)

- 第9条** 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、経済学研究科にあつては研究科において定められたところにより32単位以上、人間科学研究科にあつては研究科において定められたところにより30単位以上、工学研究科にあつては各専攻において定められたところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで修士論文を提出し、大学院の行う審査及び最終試験に合格することとする。
- 2 工学研究科建築学専攻修士課程においては、前項の規定にかかわらず、修士設計の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士課程の修了要件)

- 第9条の2** 工学研究科電子情報工学専攻博士課程及び地域空間工学専攻博士課程並びに設計生産工学専攻博士課程の修了要件は、博士課程に3年以上在学し、専攻において定められたところにより20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、特別研究の内容を学位論文として提出し、大学院の行う審査及び最終試験に合格することとする。
- 2 工学研究科生命工学専攻博士課程の修了要件は、大学院に5年（前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、後期課程において定められたところにより16単位修得を含め46単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、後期特別研究の内容を学位論文として提出し、大学院の行う審査及び最終試験に合格することとする。
- 3 薬学研究科医療薬学専攻博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、博士課程所定の必修科目8単位の修得を含めて30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、指導を受けた研究課題について学位論文を完成し、大学院の行う審査及び最終試験に合格することとする。

(学 位)

- 第9条の3** 各研究科の課程を修了した者には、次の種別により学位を授与する。

経済学研究科	修士課程	修士（経済学）
人間科学研究科	修士課程	修士（心理臨床学）
工学研究科	修士課程	修士（工学）
	博士課程	博士（工学）
	博士前期課程	修士（生命科学）
	博士後期課程	博士（生命科学）
薬学研究科	博士課程	博士（薬学）

（論文提出による学位の授与）

第9条の4 前条に定めるもののほか、学校教育法第68条の2第2項及び学位規則（昭和28年 文部省令第9号）の定めるところにより、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる者に対し、博士の学位を授与することができる。

（学位の授与に関する規程）

第9条の5 前4条に定めるもののほか、学位の授与については、別に定めるところによる。

第10条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会で行う。

第7章 入学，退学，休学，復学，転学及び課程修了

（入学の時期）

第11条 入学の時期は、毎年度学年始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、後期の始めに入学させることができる。

（修士課程又は博士前期課程の入学の資格）

第12条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受

けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- 七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることとその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 八 文部科学大臣の指定した者
- 九 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、その後に入學させる本学大学院において大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- 十 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- 十一 大学に3年以上在学（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
(博士課程又は博士後期課程の入学資格)

第12条の2 工学研究科の博士課程又は博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 五 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 外国の学校、第四号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 その他本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

第12条の3 薬学研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学の薬学部及びそれに準じる学部における6年制課程を卒業した者又は薬学及びそれに準じる分野での修士の学位を有する者
- 二 外国において、薬学及びそれに準じる分野での修士の学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、薬学及びそれに準じる分野での修士の学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、薬学及びそれに準じる分野での修士の学位に相当する学位を授与された者
- 五 国際連合大学の課程を修了し、薬学及びそれに準じる分野での修士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 外国の学校、第四号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、薬学及びそれに準じる分野での修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

七 文部科学大臣の指定した者

八 その他本学大学院において、個別の入学資格審査により、薬学及びそれに準じる分野での修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学者の選考)

第13条 入学（転入学，再入学及び編入学を含む。）を志願する者については，選考の上，学長が入学を許可する。

2 選考の方法は別に定める。

(入学手続)

第14条 入学（転入学，再入学及び編入学を含む。）を許可された者は，定められた期間に，入学の手続きを終えなければならない。

(進 学)

第14条の2 本学大学院修士課程又は博士前期課程を修了し，引き続き博士課程または博士後期課程に進学を志願する者（志願する研究科又は専攻が，修士課程又は博士前期課程における研究科又は専攻と異なる場合を含む。）については，当該研究科において定めるところにより選考のうえ，学長が決定し，研究科長が進学を許可する。

(退 学)

第15条 大学院学生（以下「学生」という。）が病気その他の事由で退学しようとするときは，保証人と連署の上，学長に願い出て許可を受けなければならない。

第16条 学長は，学生が病気その他の事由で成業の見込みがないと認めたときは，退学を命ずることがある。

(休 学)

第17条 学生が，病気又は特別な事由により2か月以上修学することのできないときは，学長に願い出て休学の許可を得なければならない。

第18条 学長は，学生が病気のため修学することが適当でないと認めたときは，休学を命ずる。

第19条 休学は1年を超えることはできない。ただし，特別の事由があるときは更に1年以内の休学を許可することがある。

2 休学期間は在学年数に算入しない。

(復 学)

第19条の2 休学期間において，休学の理由が消滅したときは，学長の許可を得て復学することができる。

(再 入 学)

第20条 大学院研究科を退学した者が退学後再び入学を志願するときは，選考の上学長が入学を許可することがある。

(転 入 学)

第21条 他の大学院研究科から転入学を希望する者については，選考の上学長が入学を許可することがある。

(転 学)

第22条 学生が他の大学院に転学しようとするときは，事情により学長に願い出るものとする。

(課程の修了)

第23条 課程の修了の時期は，毎年度終りとする。

2 前項の規定にかかわらず，前期の終りに修了させることができる。

第 8 章 入学検定料及び入学金並びに授業料等

(検 定 料)

第24条 入学（転入学，再入学及び編入学を含む。）志願者は，入学願書に添えて所定の入学検定料を納付しなければならない。

2 入学検定料の額は別に定める。

(入学金及び授業料)

第25条 入学（転入学，再入学及び編入学を含む。）を許可された者は，別表第5所定の入学金及び授業料を納入しなければならない。

第26条 退学した者又は退学を命じられた者も，その期の授業料は納付しなければならない。

第27条 休学者については，休学期間中の授業料，実習費を免除する。ただし，別表第6に定める在籍料を納付しなければならない。

第 9 章 研究生，科目等履修生及び特別聴講学生

(研 究 生)

第27条の2 大学を卒業した者，又はこれと同等以上の学力があると認められた者で本学大学院において特定の事項について研究を志望する者があるときは，当該研究科の授業及び研究に妨げのない限り選考の上，研究生として学長が入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第27条の3 本学大学院所定の科目中，一科目又は複数の授業科目の履修を志望する者があるときは，当該研究科の授業及び研究に妨げのない限り選考の上，科目等履修生として学長が入学を許可し，単位を授与することができる。

2 前項の単位の授与については，第8条の規定による。

(特別聴講学生)

第27条の4 他の大学の大学院又は外国の大学院等の学生で，本学大学院において研究指導を受けることを志望する者があるときは，当該大学院又は外国の大学院等との協議に基づき，研究科の授業及び研究に妨げのない限り学長が決定し，特別聴講学生として受け入れることができる。

(研究生，科目等履修生及び特別聴講学生に関する規程)

第27条の5 研究生，科目等履修生及び特別聴講学生に関する規程は，各研究科で定めるもののほか，学部学生の規程を準用する。

第 1 0 章 賞 罰

(表 彰)

第28条 学生で表彰に値する業績又は行為があるときは，研究科長の申請により評議会の議を経て学長がこれを表彰する。

(懲 戒)

第29条 学生で本学則及び大学院の規則に違反し，又は学生の本分を守らない者があるときは，研究科長の申請により，評議会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は，訓告，停学及び退学とする。

第 1 1 章 教 員 組 織

(教員組織)

第30条 大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

第 1 2 章 運 営 組 織

(管理運営等)

第31条 大学院の管理運営等に関する事項の審議は、福山大学評議会が行う。

(研究科長等協議会)

第31条の2 大学院に、学術、研究及び社会貢献に関する事項について連絡調整等を行うため、研究科長等協議会を置く。

2 研究科長等協議会に関する細則は別に定める。

(研究科委員会)

第32条 研究科にそれぞれ研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する規程は別に定める。

(研究科長)

第33条 研究科にそれぞれ研究科長を置く。

2 研究科長は、基礎となる学部の教授をもって充てる。

(学則の準用)

第34条 この学則の定めるもののほか学生に関して必要な事項は、福山大学学則、基礎となる学部規則及び福山大学学生準則を準用する。

附 則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、昭和55年4月1日から施行する。

2 昭和55年3月31日以前の入学者にかかる授業料の額は、この改正規定にかかわらず、その者の入学年度の授業料の額による。

附 則

1 この改正は、昭和55年12月8日から施行し、昭和56年度入学生から適用する。

2 昭和56年3月31日以前の入学者にかかる学納金の額は、この改正規定にかかわらず、その者の入学年度の学生納付金の額による。

附 則

この改正は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、昭和58年4月1日から施行し、昭和58年度入学生から適用する。

2 昭和58年3月31日以前の入学者にかかる学生納付金の額は、この改正規定にかかわらず、その者の入学年度の従前の例による。

附 則

1 この改正は、昭和59年4月1日から施行し、昭和59年度入学生から適用する。

- 2 昭和59年3月31日以前の入学者にかかる学生納付金の額は、この改正規定にかかわらず、その者の入学年度の従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、昭和59年12月21日から施行し、昭和60年度入学生から適用する。
- 2 昭和60年3月31日以前の入学者にかかる学生納付金の額は、この改正規定にかかわらず、その者の入学年度の従前の例による。

附 則

この改正は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、昭和61年4月1日から施行し、昭和61年度入学生から適用する。
- 2 昭和61年3月31日以前の入学者にかかる学生納付金の額は、この改正規定にかかわらず、その者の入学年度の従前の例による。

附 則

この改正は、昭和62年3月18日から施行する。

附 則

この改正は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 平成元年3月31日に在学する者に係る授業料は、この改正による改正後の第24条の規定にかかわらず、当該在学者の属する入学年度における授業料、施設拡充費、校費及び実験実習費のそれぞれの額を合計した額とする。

附 則

この改正は、平成2年3月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成2年3月26日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成3年3月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成3年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1工学研究科年次別授業科目配当表中の土木工学専攻に係る部分は、平成3年度入学者から適用し、平成2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

大 学 院 学 則

附 則

この改正は、平成3年9月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成5年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1工学研究科年次別授業科目配当表中生物工学専攻に係る部分及び別表第2薬学研究科年次別授業科目配当表並びに別表第3経済学研究科年次別授業科目配当表は、平成5年度入学者から適用し、平成4年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 2 平成5年3月31日以前の入学者にかかる、授業料の額は、この改正規定にかかわらず、その者の入学年度の従前の例による。

附 則

この改正は、平成6年3月16日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成7年4月1日（文部大臣の承認のあった日）から施行する。
- 2 この改正後の大学院学則の施行日の前日において工学研究科生物工学専攻及び薬学研究科医療薬学専攻修士課程に在学中の学生に係る修了要件は、改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成7年3月31日以前の入学者に係る授業料等の額は、この改正規定にかかわらず、その者の入学年度の従前の例による。

附 則

この改正は、平成7年12月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成13年7月5日から施行する。
- 2 現に研究科長の職にある者の任期については、第3条の2第2項の規定にかかわらず、その者が就任した日から起算して2年間とする。

附 則

この改正は、平成15年2月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 薬学研究科医療薬学専攻博士前期課程及び博士後期課程は、この改正後の学則第3条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行し、25年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 薬学研究科医療薬学専攻博士後期課程の廃止後、大学院学則第9条の3に定める薬学研究科博士課程の最初の学位が授与されるまでの間、同第9条の4に定める博士の学位の授与のうち、博士（薬学）の学位については、薬学研究科博士後期課程の学位審査細則により審査を行い授与するものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科土木工学専攻修士課程は、この改正後の学則第3条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この改正は、平成27年10月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年9月16日から施行する。

大 学 院 学 則

附 則

- 1 この学則は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 学則第7条（別表第1から別表第4）の規定にかかわらず，令和4年度以前に入学した学生の授業科目及びその履修方法については，なお従前の例による。

別表第1 経済学研究科年次別授業科目配当表(第7条関係)

経済学専攻修士課程

授 業 科 目	授業を行う 年 次	単 位 数 又 は 時 間 数			
		必 修	選 択 必 修	選 択	自 由
A.経済学コース					
コア科目	マクロ経済学特論Ⅰ	1			2
	ミクロ経済学特論Ⅰ	1			2
コースワーク 科目	マクロ経済学特論Ⅱ	1			2
	ミクロ経済学特論Ⅱ	1			2
	金融論特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	国際金融論特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	財政学特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	経済政策特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	国際経済学特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	統計学特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	中国経済論特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	金融制度論特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	経済学史特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	経済史特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	アジア経済論特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	欧州経済論特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	アメリカ経済論特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	中東経済論特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	社会保障論特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
労働経済学特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2	
国際経済論特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2	
環境経済学特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2	
キャリアワーク科目	地方財政論特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
リサーチワーク 科目	マクロ経済学演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	ミクロ経済学演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	金融論演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	国際金融論演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	財政学演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	欧州経済論演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	経済政策演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	アジア経済論演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	国際経済論演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	国際経済学演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	中国経済論演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	統計学演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	地方財政論演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	社会保障論演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	労働経済学演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	金融制度論演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	環境経済学演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
B.税務・会計(税理士) 経営コース					
コースワーク 科目	税法特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	税法特論Ⅲ,Ⅳ	1			各2
	税法特論Ⅴ,Ⅵ	1			各2
	税法特論Ⅶ,Ⅷ	1			各2
	簿記論特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	財務諸表論特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	税務会計論特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	財務会計論特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	管理会計論特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	監査論特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	企業事例研究Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	国際経営論特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	民法特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	経営戦略論特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
	経営史特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2
経営学特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2	
マーケティング特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2	
中小企業論特論Ⅰ,Ⅱ	1			各2	
キャリアワーク科目	税務事例研究Ⅰ,Ⅱ	1			各2
リサーチワーク 科目	税法演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	会計学演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	管理会計論演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	監査論演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	国際経営演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	経営戦略論演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	マーケティング演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,	1・2		各2	
	経営史演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	経営学演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	
	中小企業論演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	1・2		各2	

(注1)コア科目,コースワーク科目,キャリアワーク科目のⅠは前期,Ⅱは後期に開講する。

ただし,税法特論Ⅰ,Ⅲ,Ⅴ,Ⅶは前期,そしてⅡ,Ⅳ,Ⅵ,Ⅷは後期に開講する。なお,コア科目は基礎科目,コースワーク科目は専門科目にあたる。

(注2)リサーチワーク科目のⅠ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ各々は1年次前期,1年次後期,2年次前期,2年次後期に履修することができる。後期入学者は,2年次前期に同科目のⅠを履修することができる。

備考 履修基準は次のとおりとする。

- (1) 研究指導教員の演習8単位(毎年2単位,2年継続)は必修とし,選択科目と合わせて32単位以上を修得しなければならない。
- (2) 選択科目の履修年次は,指導教員の指導により1年次又は2年次のいずれかとする。
- (3) 前2号の規定により単位を修得するほか,修士の学位請求のための論文を作成し,別に定めるところにより審査を受けなければならない。

別表第2 人間科学研究科年次別授業科目配当表(第7条関係)

心理臨床学専攻修士課程

分類	公認 心理師	授 業 科 目	授業を行う 年 次	単 位 数 又 は 時 間 数			
				必 修	選択必修	選 択	自 由
コ ー ス ワ ー ク 科 目	①	保健医療分野に関する理論と支援の展開	1			2	
	②	福祉分野に関する理論と支援の展開	1			2	
	③	教育分野に関する理論と支援の展開	1			2	
	④	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	1			2	
	⑤	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	1			2	
	⑦	心理支援に関する理論と実践	1			2	
	⑧	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	1			2	
	⑨	心の健康教育に関する理論と実践	1			2	
		臨床発達心理学特論	1			2	
		臨床社会心理学特論	1			2	
		障害者(児)心理学総論	1			2	
		認知行動療法特論	1			2	
		心理臨床学総論 I	1			2	
		心理臨床学総論 II	2			2	
ワ ー ク サ ー チ 科 目		心理学研究法特論	1	2			
		心理臨床学特別演習 I(課題設定)	1	2			
		心理臨床学特別演習 II(課題展開)	2	2			
キ ャ リ ア ワ ー ク 科 目	⑥	心理的アセスメントに関する理論と実践	1			2	
	⑩	心理実践実習(事前事後学習・基礎)	1			2	
	⑩	心理実践実習(事前事後学習・発展)	2			2	
	⑩	心理実践実習(学内学外実習・基礎)	1			1	
	⑩	心理実践実習(学内学外実習・発展)	2			2	

備考 (修了要件)

1. 研究指導教員の心理臨床学特別演習 I・II (4単位)を含む必修科目ならびに選択科目と合わせて30単位以上を修得しなければならない。
2. 修士(心理臨床学)の学位を取得するためには、特別演習の内容を修士論文として公表する必要がある。
3. 公認心理師の受験資格を取得するためには①～⑩をすべて取得する必要がある。
4. 心理実践実習(事前事後学習・発展、学内学外実習・基礎、学内学外実習・発展)を履修するためには、心理実践実習(事前事後学習・基礎)の前期末に実施される実技試験に合格する必要がある。

別表第3 工学研究科年次別授業科目配当表(第7条関係)

電子・電気工学専攻修士課程

授 業 科 目	授業を行う 年 次	単 位 数 又 は 時 間 数		
		必 修	選 択	自 由
電機・磁気学応用系				
電気磁気学特論	1		2	
電気回路学特論	1		2	
電気機器学特論	1		2	
電力工学特論	1		2	
制御工学特論	1		2	
メカトロニクス特論	1		2	
システム工学特論	1		2	
知能ロボティクス特論	1		2	
電機・磁気学応用特別演習 I	1	5		
電機・磁気学応用特別演習 II	2	5		
特別研究	1・2			
電子情報・通信システム系				
電子回路学特論	1		2	
通信工学特論	1		2	
電子・電気計測学特論	1		2	
光工学特論	1		2	
システムズマネジメント特論	1		2	
電子物理学特論	1		2	
半導体工学特論	1		2	
電子情報・通信システム特別演習 I	1	5		
電子情報・通信システム特別演習 II	2	5		
特別研究	1・2			
共通科目				
電気数学特論	1		2	
知的財産論	1		2	

備考

- ① 研究指導教員の特別演習10単位(毎年5単位)を必修科目とし、所属する系の教員の開講する科目2科目を含めた選択科目を合わせて30単位を修得し、修士の学位請求のための論文作成に必要な特別研究を行わなければならない。
- ② 選択科目の履修年次は、指導教員の指導により1年次又は2年次のいずれかとする。
- ② 社会人特別選抜による入学生は、申し出により、土、日曜日や長期休暇中の期間を利用するなどして集中講義により計画的に特論を履修することができる。

建築学専攻修士課程

授 業 科 目	授 業 を 行 う 年 次	単 位 数 又 は 時 間 数		
		必 修	選 択	自 由
建築計画学系				
建築計画学特論	1		2	
地域施設計画論	1		2	
建築デザイン心理学	1		2	
建築企画論	1		2	
インテリアデザイン特論	1		2	
建築計画学特別演習Ⅰ	1	8		
建築計画学特別演習Ⅱ	2	8		
特別研究	1・2			
建築設計学系				
建築設計論	1		2	
建築史特論	1		2	
建築形態構成論	1		2	
建築環境デザイン論	1		2	
建築設計学特別演習Ⅰ	1	8		
建築設計学特別演習Ⅱ	2	8		
特別研究	1・2			
建築環境学系				
建築環境工学特論	1		2	
建築視環境論	1		2	
建築設備特論	1		2	
地域環境計画論	1		2	
建築環境学特別演習Ⅰ	1	8		
建築環境学特別演習Ⅱ	2	8		
特別研究	1・2			
建築構造学系				
建築構造特論	1		2	
建築構造設計特論	1		2	
空間構造解析論	1		2	
建築力学特論	1		2	
建築構造計画論	1		2	
建築構造学特別演習Ⅰ	1	8		
建築構造学特別演習Ⅱ	2	8		
特別研究	1・2			
建築構法学系				
建築材料特論	1		2	
地域防災工学	1		2	
建築耐震工学	1		2	
建築構法特論	1		2	
建築耐久設計論	1		2	
建築構法学特別演習Ⅰ	1	8		
建築構法学特別演習Ⅱ	2	8		
特別研究	1・2			
インターンシップ				
建築設計特別演習A	1		2	
建築設計特別演習B	2		2	
建築設計インターンシップ	1		4	
共通科目				
知的財産論	1			

- 備考 ①所属する学系の特別演習Ⅰ・Ⅱ(16単位)を必修科目とし、選択科目を合わせて30単位(所属学系の4単位を含む)を修得し、修士の学位請求のための論文作成に必要な特別研究を行わねばならない。ただし、修士論文は修士設計に代えることができる。
- ②建築設計特別演習AおよびBを履修する場合は、所属する学系の特別演習ⅠおよびⅡから各2単位(計4単位)を、それぞれ特別演習AおよびBにあてる。これらを一級建築士受験資格の実務実習(1年)を認定するための関連科目(演習等)の単位とする。
- ③講義は毎年開講もしくは隔年開講である。
- ④社会人特別選抜による入学生は、申し出により、土、日曜日や長期休暇中の期間を利用するなどして集中講義等により計画的に特論を履修することができる。
- ⑤各学系の特別演習Ⅰには、基礎科目の内容を含むものとする。

情報処理工学専攻修士課程

授 業 科 目	授業を行う 年 次	単 位 数 又 は 時 間 数		
		必 修	選 択	自 由
コースワーク科目				
○ 情報基礎特論	1		2	
情報処理基礎特論	1		2	
計算機基礎特論	1		2	
計算機システム特論	1		2	
計算機ネットワーク特論	1		2	
情報システム工学特論	1		2	
計算工学基礎特論	1		2	
計算工学応用特論	1		2	
応用プログラミング特論	1		2	
画像情報工学特論	1		2	
コンピュータ・グラフィックス特論	1		2	
ソフトウェア設計特論	1		2	
リサーチワーク科目				
情報処理工学特別演習 I	1	5		
情報処理工学特別演習 II	2	5		
特別研究	1・2			
キャリアワーク科目				
生体情報計測特論	1		2	
知的財産論	1		2	
光工学特論	1		2	

備考 ①研究指導教員の特別演習10単位(毎年5単位)を必修科目とし、選択科目を合わせて30単位を修得し、修士の学位請求のための論文作成に必要とする特別研究を行わねばならない。

②講義は毎年開講もしくは隔年開講である。

③社会人特別選抜による入学生は、申し出により、土、日曜日や長期休暇中の期間を利用するなどして集中講義等により計画的に特論を履修することができる。

機械工学専攻修士課程

授 業 科 目	授業を行う 年 次	単 位 数 又 は 時 間 数		
		必 修	選 択	自 由
機械材料工学系				
○ 材料力学特論	1		2	
機械材料学特論	1		2	
機能材料学特論	1		2	
材料強度学特論	1		2	
機械材料工学特別演習 I	1	5		
機械材料工学特別演習 II	2	5		
特別研究	1・2			
熱流体工学系				
熱設計特論	1		2	
○ 熱工学特論	1		2	
流体力学特論	1		2	
流体エネルギーシステム特論	1		2	
熱流体工学特別演習 I	1	5		
熱流体工学特別演習 II	2	5		
特別研究	1・2			
機械生産工学系				
○ 機械力学特論	1		2	
切削加工学特論	1		2	
CAD/CAM特論	1		2	
工作機械工学特論	1		2	
機械生産工学特別演習 I	1	5		
機械生産工学特別演習 II	2	5		
特別研究	1・2			
機械システム系				
○ 制御工学特論	1		2	
制御システム設計特論	1		2	
機械システム特別演習 I	1	5		
機械システム特別演習 II	2	5		
特別研究	1・2			
共通科目				
知的財産論	1		2	

備考(修了要件)

- ①所属する学系の特別演習10単位(毎年5単位)を必修科目とし、選択科目の講義20単位以上と合わせて30単位以上を修得すること。
- ②特別研究の結果をまとめた修士論文を公表し、論文審査に合格すること。
- ③社会人特別選抜による入学生は、申し出により、土、日曜日や長期休暇中の期間を利用するなどして集中講義等により計画的に特論を履修することができる。
- ④○印は基礎科目である。

電子情報工学専攻博士課程

授 業 科 目	授 業 を 行 う 年 次	単 位 数 又 は 時 間 数		
		必 修	選 択	自 由
情報工学系				
情報学特論	1		2	
データベース特論	1		2	
分散システム特論	1		2	
ソフトウェア工学特論	1		2	
非線形数値解析特論	1		2	
情報工学特別演習	1・2・3	10		
特別研究	1・2・3			
信号処理工学・応用電子工学系				
信号処理特論	1		2	
超高周波回路特論	1		2	
プロセスシステム工学特論	1		2	
応用電子計測特論	1		2	
センサ応用特論	1		2	
システムインテグレーション工学特論	1		2	
信号処理工学・応用電子工学特別演習	1・2・3	10		
特別研究	1・2・3			

備考

- ①所属する学系の特別演習10単位を必修科目とし，選択科目の講義10単位以上(所属学系の4単位を含む。)と合わせて20単位を修得すること。
- ②講義は毎年開講もしくは隔年開講である。
- ③特別研究の結果をまとめた博士論文を公表し，論文審査に合格すること。
- ④社会人特別選抜による入学生は，申し出により，土，日曜日や長期休暇中の期間を利用するなどして集中講義等により計画的に特論を履修することができる。

地域空間工学専攻博士課程

授 業 科 目	授業を行う 年 次	単 位 数 又 は 時 間 数			備 考
		必修	選択	自由	
地域空間計画学系					
地域空間計画学特論	1		2		
地域施設計画学特論	1		2		
都市建築デザイン学特論	1		2		
都市建築計画学特論	1		2		
地域交通計画学特論	1		2		A
建築意匠学特論	1		2		
デザイン史学特論	1		2		
地域空間計画学特別演習 I	1・2・3		5		
地域空間計画学特別演習 II	1・2・3		5		
特別研究	1・2・3				
地域環境学系					
地域環境計画学特論	1		2		
地域環境保全学特論	1		2		
環境基盤施設学特論	1		2		
環境資源工学特論	1		2		
地域環境工学特論	1		2		
環境地盤工学特論	1		2		
地域環境学特別演習 I	1・2・3		5		
地域環境学特別演習 II	1・2・3		5		
特別研究	1・2・3				
地域防災学系					
耐震補強工学特論	1		2		A
構造性能評価工学特論	1		2		
構造学特論	1		2		
地域施設構造学特論	1		2		A
地域防災学特論	1		2		
防災構造材料学特論	1		2		A
地盤安定工学特論	1		2		A
耐震構造工学特論	1		2		
地域基盤防災工学特論	1		2		A
地盤構造工学特論	1		2		A
地域防災学特別演習 I	1・2・3		5		
地域防災学特別演習 II	1・2・3		5		
特別研究	1・2・3				

備考(修了要件)

- ① 所属する学系の特別演習 I・II の合計10単位を必修科目とし、選択科目の講義10単位以上(所属する学系の4単位を含む)と合わせて20単位以上を修得すること。
- ② 特別研究の結果をまとめた博士論文を公表し、論文審査に合格すること。
- ③ 特別演習 I・II は、1～3学年をとおして履修し、単位の認定は3学年の修了時にする。
- ④ 備考欄の記号Aは不開講を示す。
- ⑤ 社会人特別選抜による入学生は、申し出により、土、日曜日や長期休暇中の期間を利用するなどして集中講義等により計画的に特論を履修することができる。

設計生産工学専攻博士課程

授 業 科 目	授 業 を 行 う 年 次	単 位 数 又 は 時 間 数		
		必 修	選 択	自 由
要素設計生産工学系				
強度評価工学特論	1		2	
連続体力学特論	1		2	
機械材料開発工学特論	1		2	
機能材料開発工学特論	1		2	
表面設計工学特論	1		2	
生産加工工学特論	1		2	
精密加工工学特論	1		2	
材料加工工学特論	1		2	
要素設計生産工学特別演習	1・2・3	10		
特別研究	1・2・3			
システム設計制御工学系				
最適制御システム設計特論	1		2	
メカトロニクス特論	1		2	
粘性流体力学特論	1		2	
輸送現象特論	1		2	
伝熱システム制御特論	1		2	
熱エネルギーシステム特論	1		2	
システム設計制御工学特別演習	1・2・3	10		
特別研究	1・2・3			

備考(修了要件)

- ① 所属する学系の特別演習10単位を必修とし、選択科目10単位以上(所属学系の6単位を含む。)と合わせて20単位以上を取得すること。
- ② 特別研究の結果をまとめた博士論文を公表し、論文審査に合格すること。
- ③ 社会人特別選抜による入学生は、申し出により、土、日曜日や長期休暇中の期間を利用するなどして集中講義等により計画的に特論を履修することができる。

生命工学専攻博士前期課程

授 業 科 目	授業を行う 年 次	単 位 数 又 は 時 間 数		
		必 修	選 択	自 由
生命システム解析系				
○遺伝子工学特論	1		2	
○生体物質化学特論	1		2	
代謝制御学特論(A)	1		2	
細胞機能工学特論(B)	1		2	
生命システム解析特別演習	1・2	10		
特別研究	1・2			
生物資源応用系				
○生物資源特論	1		2	
○多様性生物学特論	1		2	
生物育種特論(A)	1		2	
醗酵生産工学特論(B)	1		2	
生物資源応用特別演習	1・2	10		
特別研究	1・2			
栄養科学栄養系				
○代謝科学特論	1		2	
○応用栄養学特論	1		2	
臨床栄養学特論(A)	1		2	
公衆栄養学特論(B)	1		2	
栄養科学栄養特別演習	1・2	10		
特別研究	1・2			
栄養科学食品系				
○食品高分子科学特論	1		2	
○食品プロセス科学特論	1		2	
食品機能物質特論(A)	1		2	
食品微生物学特論(B)	1		2	
栄養科学食品特別演習	1・2	10		
特別研究	1・2			
海洋生物資源学系				
○資源育種学特論	1		2	
○資源育成学特論	1		2	
水族育種工学特論(A)	1		2	
水族防疫学特論(B)	1		2	
海洋生物資源学特別演習	1・2	10		
特別研究	1・2			
海洋生物生態学系				
○環境微生物生態学特論	1		2	
○海洋植物遺伝情報学特論	1		2	
海洋生物進化学特論(A)	1		2	
海洋動物行動学特論(B)	1		2	
海洋生物系統分類学特論(B)	1		2	
海洋生物生態学特別演習	1・2	10		
特別研究	1・2			
総合技術マネジメント系				
知的財産論(B)	1		2	
生物・化学危機管理学(A)	1		2	
ポピュラーサイエンス学(B)	1		2	

備考(修了要件)

- ①研究指導教員の指示により所属する学系の特別演習10単位(1～2年次で履修)を必修科目とし、選択科目の講義20単位以上(うち基礎科目[○印]10単位以上)の合わせて30単位以上を修得し、修士の学位請求のための論文作成に必要とする特別研究を行わねばならない。
- ②特論の基礎科目[○印]は毎年開講し、(A)の科目は西暦の偶数年、(B)の科目は奇数年に開講する。
- ③社会人特別選抜による入学生は、申し出により、土、日曜日や長期休暇中の期間を利用するなどして集中講義等により計画的に特論を履修することができる。

生命工学専攻博士後期課程

授 業 科 目	授業を行う 年 次	単 位 数 又 は 時 間 数		
		必 修	選 択	自 由
生物工学系				
生体システム進化学講究	1・2・3		6	
代謝制御講究	1・2・3		6	
微生物系統進化学講究	1・2・3		6	
植物機能成分開発工学講究	1・2・3		6	
染色体工学講究	1・2・3		6	
糖鎖生物機能講究	1・2・3		6	
微生物ゲノム機能科学講究	1・2・3		6	
ゲノム多様性講究	1・2・3		6	
生物学特別演習	1・2・3	10		
特別研究				
生命栄養科学系				
糖質資源科学講究	1・2・3		6	
生命機能科学講究	1・2・3		6	
生命代謝工学講究	1・2・3		6	
応用酵素・微生物学講究	1・2・3		6	
生命栄養科学特別演習	1・2・3	10		
特別研究	1・2・3			
海洋生物科学系				
生物多様性科学講究	1・2・3		6	
海洋植物遺伝子工学講究	1・2・3		6	
海洋環境修復工学講究	1・2・3		6	
水族防疫学講究	1・2・3		6	
沿岸資源増殖学講究	1・2・3		6	
海洋生物発生学講究	1・2・3		6	
海洋環境再生工学講究	1・2・3		6	
水族遺伝育種学講究	1・2・3		6	
水圏動物生態学講究	1・2・3		6	
海洋植物系統進化学講究	1・2・3		6	
動物行動認知科学講究	1・2・3		6	
海洋生物系統分類学講究	1・2・3		6	
海洋生物科学特別演習	1・2・3	10		
特別研究	1・2・3			

備考(修了要件)

- ①所属する学系の特別演習10単位, 及び講究6単位を修得すること。
- ②特別研究の結果をまとめた博士論文を公表し, 論文審査に合格すること。
- ③社会人特別選抜による入学生は, 申し出により, 土, 日曜日や長期休暇中の期間を利用するなどして集中講義等により計画的に特論を履修することができる。

別表第4 薬学研究科年次別授業科目配当表(第7条関係)

医療薬学専攻博士課程

授 業 科 目	授業を行う 年 次	単 位 数 又 は 時 間 数		
		必 修	選 択	自 由
分子薬学コース群				
分子代謝制御学特論	1・2・3前		2	
シグナル伝達特論	1・2・3後		2	
分子腫瘍機構特論	1・2・3前		2	
細胞分子構造学特論	1・2・3後		2	
分子血液学特論	1・2・3前		2	
微生物と化学療法学特論	1・2・3後		2	
薬物分子認識学特論	1・2・3前		2	
医薬分子化学特論	1・2・3後		2	
生理活性素材学特論	1・2・3前		2	
生体分子解析学特論	1・2・3後		2	
バーチャルスクリーニング解析学特論	1・2・3前		2	
分子薬学論情報演習(外国語, ITを含む)	1・2・3後		2	
病態制御学コース群				
薬物送達学特論	1・2・3前		2	
医薬品製剤安定性特論	1・2・3後		2	
薬効解析科学特論	1・2・3前		2	
神経薬理学特論	1・2・3後		2	
臨床免疫病態学特論	1・2・3前		2	
薬物動態学特論	1・2・3後		2	
薬剤設計学特論	1・2・3前		2	
臨床薬剤学特論	1・2・3後		2	
薬剤情報解析特論	1・2・3前		2	
漢方薬理学特論	1・2・3後		2	
放射線統合解析学特論	1・2・3前		2	
病態制御学論情報演習(外国語, ITを含む)	1・2・3後		2	
社会環境薬学コース群				
活性天然薬物学特論	1・2・3前		2	
補完代替医療特論	1・2・3後		2	
環境保健特論	1・2・3前		2	
毒性・中毒学特論	1・2・3後		2	
公衆衛生学特論	1・2・3前		2	
予防薬学特論	1・2・3後		2	
薬剤疫学特論	1・2・3前		2	
生活習慣病特論	1・2・3後		2	
セルフメディケーション特論	1・2・3前		2	
在宅医療特論	1・2・3後		2	
医療情報データベース特論	1・2・3前		2	
社会環境薬学論情報演習(外国語, ITを含む)	1・2・3後		2	
各コース群共通				
高度医療薬学研修Ⅰ	1・2・3・4通		2	
高度医療薬学研修Ⅱ	1・2・3・4通		2	
博士研究論文演習				
博士論文基礎演習Ⅰ	1前	1		
博士論文基礎演習Ⅱ	1後	1		
博士論文応用演習Ⅰ	2前	1		
博士論文応用演習Ⅱ	2後	1		
博士論文作成演習Ⅰ	3前	1		
博士論文作成演習Ⅱ	3後	1		
博士論文作成演習Ⅲ	4前	1		
博士論文作成演習Ⅳ	4後	1		

備考(修了要件)

- ①必修科目博士研究論文演習8単位、選択科目22単位以上の計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査に合格すること。
- ②「授業科目」の欄は主な研究指導の分野を、「1～4年次」は研究指導を行う年次を表す。

別表第5 入学金及び授業料金額表（第25条関係）

費 目	経済学研究科	人間科学研究科	工学研究科	薬学研究科
入 学 金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円
授 業 料	640,000円	640,000円	850,000円	1,300,000円
実 習 費	—	50,000円	—	50,000円
計	840,000円	890,000円	1,050,000円	1,550,000円

注1) 経済学研究科経済学専攻修士課程及び人間科学研究科心理臨床学専攻修士課程に社会人として入学し、かつ出願時に願い出て最大4年間の在籍が認められた者については、3年以上在籍した場合の3年目以降の授業料は、履修登録する科目の1単位につき20,000円とする。

また、工学研究科に社会人として入学し、かつ出願時に願い出て、最大、標準年限の2倍の在籍が認められた者については、標準年限を超えて在籍した場合の標準年限を超えてからの授業料は、履修登録する科目の1単位につき27,000円とする。

注2) 本学薬学部を卒業した者が薬学研究科に入学した場合の授業料は、年額780,000円とする。ただし、学校法人福山大学大学院奨学生取扱要領による奨学措置は、適用しない。

別表第6 在籍料（第27条関係）

（単位：円）

休学の期間	金 額
前 期	60,000円
後 期	60,000円